

小規模事業者サポート補助金の交付について

産業経済部商工労働課

本市では、市内で事業を営む者の業務改善や生産性向上による経営強化を支援し、地域経済の活性化を図るため、小規模事業者に対して対象となる経費の一部を補助する制度を、下記のとおり実施します。

記

- 1 補助上限額** 50万円（千円未満は切り捨て）
- 2 補助率** 補助対象経費（消費税を除く）の1/2以内
- 3 補助対象経費** 事業所改装経費、設備導入経費、販路拡大経費、業務効率化経費、事業承継経費、事業継続経費
- 4 補助対象者** 市内に事業所を有し、常時雇用する人数が下記を満たす事業者
(1) 5人以下…卸売業、小売業、サービス業
(2) 20人以下…製造業、建設業、運輸業、宿泊業、娯楽業、その他
- 5 事前手続き** 申請前に、必ず下記いずれかの商工団体で事業計画書の策定支援を受ける必要があります。
(1) 伊勢崎商工会議所（昭和町3919）
(2) 群馬伊勢崎商工会（東町2668-1あずま支所2階）
（事前相談期間）令和4年5月2日（月）から随時
- 6 申請期間** 前期：令和4年 6月1日（水）から 7月15日（金）まで
後期：令和4年10月3日（月）から11月15日（火）まで
- 7 制度の周知** 商工団体、市内金融機関等の協力を得て制度の周知を図ると共に、市ホームページでご案内を行います。